

## 地域コミュニティ創出支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域コミュニティ創出支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、「我がまちスポーツ」など市町のスポーツ推進計画に位置づけられた競技等を総合型地域スポーツクラブと連携しながら推進し、県民誰もが気軽にスポーツを「する」「みる」「ささえる」といった多様な形で参加することにより、地域のスポーツ振興を図り、地域コミュニティを創出することを目的とした市町の取組を支援する。

### (交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、経費等の区分及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

### (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表の第4欄に定める対象経費の実支出額から参加料その他の収入額を控除した額と第5欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に別表の第6欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

### (交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 前項の申請書は、正副2通とする。

3 規則第3条第1項の知事が定める期日は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）実施日の20日前の日とする。

### (補助事業の変更等に係る承認の申請)

第6条 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

2 前項の申請書は、正副2通とする。

### (軽微な変更の範囲)

第7条 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 補助事業の内容の変更が、補助目的の達成に何らの支障がないと認められる場合。

(2) 補助事業に要する経費の配分の変更が、補助金総額の2割以内の費目間の流用であって、補助目的の達成に何らの支障がないと認められる場合。

(実績報告)

第 8 条 規則第 11 条の実績報告書は、別記第 3 号様式によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、正副 2 通とする。

3 第 1 項の実績報告書は、補助事業等が完了した日から 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の請求)

第 9 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(別記第 4 号様式)を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第 10 条 知事は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず規則第 4 条の規定による交付の決定に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、請求書(別記第 4 号様式)を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。